

別表第二 地上部の緑化基準(第六条関係)

区分		面積
敷地の区分	敷地の規模	
ア 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地	五千平方メートル未満の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル未満)	$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$
	五千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル以上)	$(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.35$
イ ア以外の敷地	五千平方メートル未満の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル未満)	次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.2$ $\{ \text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8) \} \times 0.2$
	五千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、一千平方メートル以上)	次に掲げる式により算出される面積のうち、小さい方の面積 $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$ $\{ \text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8) \} \times 0.25$

備考

- 一 敷地とは建築基準法施行令第一条第一号に規定するもの及び当該施設と一体利用されるものをいい、敷地面積とは同令第二条第一項第一号に規定するものをいい、建築面積とは同令第一項第二号に規定するものをいう。
- 二 総合設計制度等とは、建築基準法第五十九条の二、第八十六条第一項から第四項まで又は第八十六条の二第一項から第三項までに規定するものをいう。
- 三 再開発等促進区とは、都市計画法第十二条の五第三項に、高度利用地区とは、同法第八条第一項第三号に、特定街区とは、同項第四号に規定するものをいう。
- 四 建ぺい率とは、都市計画法第五条に規定する都市計画区域においては、建築基準法第五十三条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合をいい、その他の区域内においては、その割合を十分の七とする(以下同じ。)。